

## [資料・その他]

# コロナ禍における相談援助実習に向けた新型コロナウイルス対策 ～実習システムの整備と実習関係者との連携を通じて～

巻 康弘, 片山 寛信, 近藤 尚也

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科

## キーワード

コロナ禍, 新型コロナウイルス対策, 相談援助実習, 実習システム, 実習契約

### I. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19とする）の拡大は、医療、福祉はもとより、教育、経済など、社会活動全体に大きな影響を及ぼし、いわゆるコロナ禍と称される状況が生じている。筆者らが実習教育を行う北海道では、2020年1月28日にCOVID-19の第一例が確認されて以降、全道の広範囲な地域に感染が拡大し、北海道知事による新型コロナウイルス緊急事態宣言（2月28日付）、北海道・札幌緊急事態宣言（4月12日付）が発令された。さらには、全国一斉での緊急事態宣言（4月16日付）が発令され、緊急事態解除宣言（5月25日付）まで、継続的な対象区域となった。

こうした事態の発生により、医療・福祉専門職養成教育には大きな影響が生じ、社会福祉士養成教育においても、相談援助実習（23日以上・180時間以上）に向けた、新型コロナウイルス対策に伴う実習システム整備と実習関係者との連携が必要となった。

今なお続く、コロナ禍でも、可能な限り、医療・福祉現場での実習経験を産み出すためにも、この間の相談援助実習における取り組みと課題を共有し、必要な対策を検討していく必要がある。

そこで、本稿では、COVID-19の発生に伴う医療・福祉専門職養成における動向と、北海道医療大学（以下、本学とする）での相談援助実習（本学科目名：ソーシャルワーク実習）に向けて行った実習システムの整備と実習関係者との連携内容の整理を通じて、コロナ禍における相談援助実習に向けた新型コロナウイルス対策の検討課題を具体化することを目的とする。

### II. COVID-19の発生に伴う医療・福祉専門職養成における動向

#### 1. COVID-19の発生に伴う医療・福祉専門職養成における全国的動向

COVID-19の発生に伴う全国的動向としては、北海

道知事による宣言と同日となる2月28日に、文部科学省・厚生労働省（2020 a）から、医療関係職種等の養成施設の対応について、「教育内容の縮減を認めるものではない」が、「実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施（略）して差し支えないこと」や、「インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等」も教育方法として認めることが示され、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士を含む27職種の養成教育を行う学校等に、特段の配慮と適切な対応が要請された。

さらに、同（2020 b）により、授業等の再開の動きを踏まえ、「実習等の弾力的な運用の趣旨を改めて通知するとともに、学校再開の際にも十分に感染予防に留意しつつ進めるべきこと」（6月1日付）が通知されている。

また、社会福祉士養成校と精神保健福祉士養成校で組織する日本ソーシャルワーク教育学校連盟からは、会長声明として、「2020年6月末まで実習先となる社会福祉施設・医療機関等の受入に関する意向にかかわらず、学生の実習実施を見合わせる（2020年4月3日付）」が、さらに、「（学外実習を行う場合）感染が収束に至っていない状況を鑑みた慎重な対応」や「感染予防策を実習施設・実習指導者と共有しながら最大限の対策を講じること（同年5月26日付）」（日本ソーシャルワーク教育学校連盟：2020 a, 2020 b）が会員校に依頼された。これらを受け、日本ソーシャルワーク教育学校連盟北海道ブロック（以下、北海道ブロックとする）からは、実習施設・機関に、具体的な意見交換・情報共有等を養成校と個別に行うよう案内された。

#### 2. 社会福祉士養成校の対応とコロナ禍での実習関係者の懸念

社会福祉士養成校では、行政通知・教育団体の声明を受け、COVID-19の感染拡大状況の推移を踏まえた対応が検討された。

社会福祉士養成校と精神保健福祉士養成校の対応状況については、日本ソーシャルワーク教育学校連盟

<連絡先>

巻 康弘

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科

(2020c, 2020d)が行った、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等に関する調査結果がある。7月に行った第2次調査では「学校及び養成校の現時点での課題」に関する問いに対し、「実習／実習代替の実施方針の検討」が67%と最も多い回答であった。さらに、9月に行った第3次調査(暫定版)では、各校の実習実施方針(予定含む)について、「すべて通常の実習で実施」(46.8%)、「一部を実習、一部を代替プログラムで実施」(39.9%)、「すべて代替プログラムで実施」(11.6%)との報告がなされている。

各養成校の判断と対応について、山下・津田(2020)が、理学療法士の実習生の受け入れを通じて、「早々に実習中止を伝えてくる養成校もあれば、問い合わせに対して、検討中と返答する養成校もあり刻々と変化している状況に対する教育現場での緊迫感を肌で感じるようになった。」との現場側の受け止めについて言及している。前述の報告結果を踏まえると、社会福祉士・精神保健福祉士養成校の状況に対して、実習指導者に、同様の受け止めが生じたことも容易に想像できる。

さらに、学生や実習指導者の懸念について、社会福祉士養成では、まだ見当たらないが、医学生立場から木内・佐橋(2020)が、理学療法学科の学生調査を行った広瀬・屋嘉比・小野田・久保(2020)が、学生の感染リスクの不安に言及している。加えて、実習指導者の立場から理学療法士の山下ら(2020)は、感染リスクに関する懸念に加え、実践の現状を踏まえた実習体験の制限により「適切な指導が行えているのかという不安」という実習成果に対する責任にも言及している。

以上のような、コロナ禍での実習関係者の懸念を踏まえ、養成校では、実習を通常通り実施する場合は感染リスクを考慮した対策と懸念の解消に向けた検討が、代替プログラムを実施する場合は体験内容の検討が行われた。

### III. 相談援助実習に向けた新型コロナウイルス対策と実習システムの整備

#### 1. 北海道ブロックにおける実習システムと北海道医療大学における相談援助実習

米本(2011)は、北海道ブロックの活動の特徴について、「北海道ブロック統一という方向性」に言及している。北海道ブロックでは、相談援助実習に関する実習契約書、実習評価表、実習指導料などの実習システムを統一しており、実習施設・機関は、いずれの養成校からの依頼でも同一の実習システムで受入対応することを可能としている。

本学では、実習施設・機関との連携のスタートとなる実習契約を、3年の通年開講となる相談援助実習指導(本学科目名:ソーシャルワーク実習指導)と9月～10月(編入生・4年生は8月と2月)のソーシャルワーク実習に向け、ソーシャルワーク基礎実習指導(2年次:本学独自科目)で必要な指導を行った上で、前年度1月～2月(編入生・復学生を除く)に、行っており、北海道知事による新型コロナウイルス緊急事態宣言(2月28日付)は、実習契約が終了した直後であった。

筆者らは、両科目の主担当・副担当として、情報収集や対策の検討にあたり、本学臨床福祉学科社会福祉実習委員会で対策を協議した。

#### 2. 相談援助実習における実習契約内容の点検と新型コロナウイルス対策指針の作成

##### 1) 相談援助実習における契約内容の点検

相談援助実習における実習契約書は、機関間契約である。越石(2014)が、実習契約書について、「最終的な責任を負うのは養成校であることを大前提に、養成校、実習指導者、実習学生の権利と義務・役割等」を明記した「ミニマムスタンダードであり、実習の質の担保と標準化を目的としている」ものであると述べているように、実習契約書は実習システムの土台となるものである。

本学のソーシャルワーク実習(相談援助実習)(委託)契約書は、北海道ブロックにおける相談援助実習(委託)契約書を科目名のみ変更し使用している。このため、本学での実習契約内容の点検は、北海道ブロックの実習契約内容の点検を意味する。本契約書における、最終的な責任、連携と協力、事故の責任等に関する規定は、以下の通りである。

表1 ソーシャルワーク実習(相談援助実習)(委託)契約書(抜粋)

実習の委託(第1条)	実習教育の最終的な責任は乙(養成校等)が負うものとし、その教育の一部を甲(実習受入組織)に対し、相談援助実習の指導を委託し、甲はこれを受託するものである。
連携と協力(第4条)	甲と乙は、実習の実施に当たって、双方、連携と協力を図り、円滑な実習を行うことができるように努力するものとする。
事故の責任(第5条)	実習中に、実習生または乙側の過失に起因し、甲または甲の利用者もしくは第三者に損害を与えた場合、実習生または乙は損害のうち相当因果関係のある損害に限り損害責任を負うものとし、その責任の範囲は、実習生または乙が加入する賠償責任保険によるものとする。

出典:北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科(2020a)『2020年度社会福祉実習要綱』北海道医療大学。

本学における実習契約の点検では、事故の責任（第5条）との関係において、本学が加入する賠償責任保険が、COVID-19に伴う感染事故に対応していないことが確認され、新たにCOVID-19に関する保障内容も含む「実習保険」に加入することとなった。

## 2) 本学社会福祉実習における新型コロナウイルス対策指針の作成

本学では、ソーシャルワーク実習（相談援助実習）の他に、精神保健福祉士養成や介護福祉士養成課程の実習など、社会福祉に関する12科目の実習科目を開講している。実習施設・機関の配属にあたっては、異なる科目で同一の実習施設・機関に依頼することもあり、統一的な新型コロナウイルス対策を講じるためには、一定の指針が必要であると考えた。

このため、社会福祉実習の統一指針として「北海道

医療大学看護福祉学部臨床福祉学科社会福祉実習における新型コロナウイルス対策指針」（以下、対策指針）（北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科：2020b）を起案し、必要な協議を経て、5月に第1版が決定された。

その後、8月までに行われた学内協議により、アルバイトに関する規定等を追加した第2版（資料1）に変更した。この第2版は医療系総合大学（5学部9学科・1専門学校）である本学全体の対策指針モデルとして位置づけられた。

さらに、対策指針に沿って、迅速かつ適切な運用を行うため、「社会福祉実習における体調不良学生への初期対応チャート」を作成し、学生、実習施設・機関、担当教員、科目主担当教員、感染対策委員（教員）、保健センター、複数の事務部局、実習委員長を結ぶ仕組みを確認した。

### 資料1 「社会福祉実習」における新型コロナウイルス対策指針（下線部は、第2版から追加）

#### 北海道医療大学「社会福祉実習」における新型コロナウイルス対策指針（第2版 2020-08-07）

##### 1. 実習開始前（学生の事前準備と感染予防に関する事項）

- ・本学における感染防止教育を受講させる。
- ・実習中のマスク着用を義務付け、必要量を確保していることを確認する（※手作りマスクは要相談）。

##### 2. 実習開始前（学生の体調に関する事項）

- ・2月下旬より渡航禁止としてきたが、実習開始前には最新の海外渡航歴と渡航者との接触、国内感染拡大地域への移動の有無について確認し、感染可能性を除外した上で実習に臨む。
- ・実習前14日間及び実習期間中は、人と直接接触を伴うものや3密（密閉・密集・密接）のいずれかに該当する環境でのアルバイトは禁止とする。
- ・実習前14日間は、集会・イベント、会食等への参加、不要不急の外出は自粛し、やむを得ない場合の参加・外出については、行動記録をつけることを義務づける。
- ・体調確認（37.5度以上の発熱、咳、鼻水、鼻閉、咽頭痛、倦怠感、頭痛、下痢、結膜炎、呼吸困難感、嗅覚・味覚障害）を行うこととしているが、37.5度を超えなくても普段より高熱で軽い風邪症状がある場合も含め、実習前14日間にこれらの症状がないことを改めて確認する。
- ・持病に伴う上記の症状がある場合は、本学の感染対策委員から指示を行うとともに、実習施設・機関に事前相談を行う。

##### 3. 実習中の対応

- ・実習中は、集会・イベント（実習時間帯を除く）、会食等への参加、不要不急の外出は自粛し、やむを得ない場合の参加・外出については、行動記録をつけることを義務づける。
- ・実習初日の開始前までに、教員が、学生の体調を把握する。
- ・学生は、体調管理表に体温や症状を記入し、毎日持参する。
- ・実習中の毎朝の体調確認について、教員または実習指導者のいずれかが行う。（介護実習は別途※1）
- ・体調不良（上記の症状）の学生は、実習を休ませる（朝に症状が消失している場合でも24時間以内であった場合には、自宅待機させる）。
- ・実習中に、上記の症状が認められた場合、直ちに実習中止し帰宅させるよう、実習指導者に依頼する。
- ・自宅待機にて、症状がすみやかに消失した場合には、教員が実習施設・機関や本学保健センターと相談の上で、実習再開を検討し決定する。

#### 4. 実習後の対応

- ・実習後14日以内に、上記の症状が生じた場合は、直ちに実習施設・機関と教員に報告させる。

#### 5. 学生が感染あるいは濃厚接触者となった場合の対応

- ・学生が感染した場合は、直ちに実習は中止する。対応については、保健所等の専門家の指示に従う。
- ・学生が濃厚接触者となった場合は、教員および実習施設・機関と本学に直ちに報告し、実習を中止する。
- ・感染が治癒した場合、濃厚接触した最終接触日から14日以上（接触日を1日目）経過した上で、症状がなく、本学が実習再開を許可した場合、教員が実習施設・機関に相談し、実習再開の許可を得る。

（介護実習※1）介護実習では、教員がその日の実習が始まる前までに学生の体調を把握する。また、その日の実習終了時も学生の体調を確認し、体調不良の学生が生じた場合には直ちに実習施設・機関の指導者に伝える。

### 3. 実習施設・機関との連携と協力を通じた実習システムの整備

#### 1) 実習契約（継続・新規）依頼における新型コロナウイルス対策指針の説明

COVID-19の発生により見合わせていたコロナ禍での実習施設・機関との連携の再開は、実習契約の継続依頼であった。5月現在での対応状況と実習実施方針や社会福祉士OSCEの中止などを記した『『ソーシャルワーク実習』における新型コロナウイルス感染症への予防対応について』（表2：主要点）を、対策指針と共に郵送し、実習担当教員から、実習契約継続と対策指針への「追加事項・検討事項」の機関内協議を依頼した。

同時に行ったのが、新年度に入学した編入生および復学生の実習施設・機関の新規依頼である。この時期は、他校の実習生が決定している時期である点に加え、実習地域が、COVID-19の感染状況が毎日報道されている札幌圏でもあり、例年の難易度を上回るものとなった。このため、本学からは遠隔地となるものの、実習中の帰校日指導を減らすことを念頭に入れ、比較的感染者の発生が少ない（いない）地域への実習施設・機関にも実習配属地域を拡大し、実習継続の依頼施設と同様の対策指針等の説明と依頼をした。

筆者らが集約した、実習施設・機関からの対策指針への追加事項・検討事項は、実習直前の電話連絡、夜

間や休日の過ごし方の指示、アイガード等の感染予防用品の着用、マスクの交換頻度の増回、時差出勤などがあつた。いずれも学内協議の上で、基準を作成し、対応することとした。

実習契約の継続依頼に対しては、ほとんどの施設・機関から承諾が得られた。この間、実習契約取りやめとなった実習施設・機関においても、真摯な検討と対応がなされ、その経過を学生に情報提供することも事前教育のひとつとなった。

#### 2) 実習プログラム作成への協力

実習プログラム作成は、実習契約書において、実習施設・機関および実習指導者の対応内容として位置付けられており、実習指導者からは、作成への懸念の声が多く寄せられた。

この背景には、地域住民向け事業中止、面会制限、利用者宅訪問の見合わせなど、社会福祉士の実践が制限されている現状があり、例年の実習体験を用意できない実習になることを想定した懸念でもあつた。この点は、前述した山下・津田（2020:566）と同様であり、実習指導者としての役割と責任感を背景にした懸念であることが推察された。一方で、実習指導者が語る実践の現状からは、ソーシャルワーク実践が展開されていることもうかがえた。そこで、実習指導者が実習プログラムを作成する上での参考資料として「対面によ

表2 「ソーシャルワーク実習」における新型コロナウイルス感染症への予防対応について（主要点）

主要点	主な内容
実習実施方針	現段階では、予定通りの実施を前提に進めている。
授業について	①授業開始日を例年の4月開始を延期（5月11日開始）。 ②授業方法を変更。
主な対応について	①感染症を専門とする教員による講習（4月）の実施。 ②実習指導の一環として感染防止教育（5月・7月・9月）の実施。 ③対策指針の作成と指導。 ④対策指針に基づく対応と実習施設・機関との連携。
実習事業中止連絡	①社会福祉士 OSCE <sup>1</sup> 中止。 ②ソーシャルワーク実習担当者会議 <sup>2</sup> 中止。

らない実習プログラム例（実践例の聴き取りを踏まえて）」（表3）を作成し、実習担当教員及び一部の実習指導者に情報提供した。

この内容は、北海道ブロック相談援助実習評価表（北海道ブロック：2017）の評価項目との対応関係を考慮して作成したものであるが、実践の制限状況、オンライン設備などの実践環境、組織の職位に伴うポジションなど、同じ実習指導者といえども置かれている環境が異なる実状を踏まえ、あえて対応関係は明記せず、自らの実践の現状に照らし合わせて発想していただくための参考資料として位置付け、実習指導者との個別の連携・協力を通じて活用した。

### 3) 実習指導者との連携結果と学生の懸念を踏まえた実習システムの整備

実習指導者との連携結果からは、週一回の教員指導（訪問指導1回、帰校日指導3回）時に、感染者の少ない地域から感染者が多い札幌圏に公共交通機関で移動することや、帰校日指導で実習生が集まることでの感染リスクへの懸念があり、検討事項として取り上げた。この点は、学生も懸念していた点でもあり、厚生労働省・北海道厚生局に相談の上、帰校日指導を、原則的に遠隔（オンライン）授業形態で実施することとした。

次に、毎日の公共交通機関での通勤に伴う感染リスクへの懸念である。本学では交通事故のリスク回避などの目的から、例年は、公共交通機関で行うものとし、自動車通勤は原則禁止している。この通勤時の感染リスクへの懸念の軽減にあたっては、実習施設の変更困難であるという実状を踏まえ、「特別な事情により自家用車での通学が必要な場合」であるものとして、交通安全講習会の受講や実習施設の事前許可、注意事項遵守などの条件付きで許可することとした。

さらに、対策指針で示した症状について、持病や平熱が基準値を超える学生からの相談を受け、実習施設・機関に事前協議を依頼すると共に、学内感染対策委員との個別相談体制を設けた。

## IV. コロナ禍における相談援助実習に向けた新型コロナウイルス対策

以上をふまえ、コロナ禍における相談援助実習に向けた新型コロナウイルス対策に関する検討課題について、以下に述べる。

### 1. 実習契約における賠償責任保険

実習契約は、コロナ禍のような懸念が生じ柔軟な対応が必要な時こそ、養成校と実習施設・機関を結び、学生も含めた実習関係三者の責任と役割関係を確認で

表3 (参考) 対面によらない実習プログラム例 (実践例の聴き取りを踏まえて)

<p>(参考) 対面によらない実習プログラム例 (実践例の聴き取りを踏まえて) 2020.06.16</p> <p>地域、機関特性、病院機能・診療科の特性により、新型コロナウイルス対策に伴う実践への影響は、大きく異なる状況があるものの、実習プログラム内容を検討する必要がある機関もあります。</p> <p>そこで、実習現場への現在の実践例の聴き取りにより、想定しても良いであろう実習体験(想定例)として、例示しました。今後、教員の実践、実践現場での実践例の聴き取りを通じて、随時追記し、失礼のない形で現場にも情報提供していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 電話（スピーカーホン）による、利用者・家族との電話面接同席。</li> <li>• 実習生による電話面接(生活の影響など)。・・・家族・地域住民への電話による聴き取り実施。</li> <li>• 「家庭訪問（見合わせ機関の場合）」時に、事前許可の上で、住居概観・地域環境観察。</li> <li>• TV会議(オンライン)システムによる、利用者・家族との面接同席。</li> <li>• 電話（スピーカーホン）やTV会議(オンライン)システムでの、多機関連携会議の同席・試行・実施。</li> <li>• コロナ禍での患者、利用者、地域住民の生活変更に伴う「リサーチ活動」の一部参加。</li> <li>• 実習生ひとりで、近隣のフィールドワーク（坂道、公園、商店などの地域環境を調べる）。</li> <li>• スーパーや病院などの地域資源の営業時間や受入制限、などに関するフィールド調査。</li> <li>• 「実習施設・機関」が果たしてきた役割遂行上の課題に関するレクチャーと対応策の検討。</li> <li>• 生活施設での館内音楽の検討についてのレクチャー。</li> <li>• 感染対策に伴う患者情報の集約、地域資源の動向集約をもとにした資料作成と分析など。</li> <li>• 感染防止行動に対する利用者への教育・職員教育に関するレクチャーと試行。</li> <li>• 面会制限を行う家族に対する文書の作成や郵送。問い合わせ対応など。</li> <li>• フェイスガード使用による対面面接の是非に関する組織・法人内の「意思決定過程」同行。</li> <li>• オンラインシステム導入に向けた「組織の意思決定過程」に関するレクチャー。資料作成。</li> <li>• 新型コロナウイルス感染症対策に伴う「組織経営」への影響に関するレクチャー。</li> <li>• 地域関係機関の連携方法に関する意見交換（プロセス）参加・レクチャー・企画検討案作成。</li> <li>• 制度新設に伴う運用課題に対する行政への働きかけ方法のレクチャー・電話等への同行・同席。</li> <li>• SNSを通じた情報発信方法の検討 etc</li> </ul> <p style="text-align: right;">(文責：巻)</p>
--

きる実習システムの基軸として重要な位置を占めるものとなる。

北海道ブロックにおける実習契約書の点検からは、賠償責任保険に関する課題が確認された。しかし、日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020c）の調査では、実習時の保険について、「新型コロナに特化した、実習中に感染した」「感染源となった」ときの補償があるとの回答は約1割と、多くの養成校では感染事故への保障がないという実態がある。さらに保険加入していたとしても、補償内容、保険料負担など、実習契約における賠償責任保険に関する検討は今後の課題である。

## 2. 実習契約を保証する養成校内システムと運用方法の模索

実習契約における機関間契約を保証するためには、養成校内の教員システムと学内既存システムが連動した養成校内システムの整備が必要である。

実習実施方針や対策検討には、COVID-19の感染拡大動向だけでなく、実習施設・機関・実習指導者や学生の状況把握が重要となる。多くの養成校では、相談援助実習を担当する複数の教員が、実習施設・機関毎に配属する学生を通して実習施設・機関や学生の状況把握していく。養成校としての判断や対応には、教務や学生支援を担う事務部門や、学生の体調管理に対応する健康管理室・保健センターなど、多くの部署や関係者が関わることになる。

コロナ禍での実習に向けて、教員と学内関係者が学生対応に関する判断を組織的かつ迅速に行うためには、慎重な取り扱いが必要となる学生の体調に関する情報や実習施設・機関等の情報共有ルートと範囲を考慮した対応の仕組みを具体化した養成校内のシステム整備が、実習システムを整備する上での重要な課題である。

さらに、コロナ禍では、文書発送や個別連絡対応など、教職員には、目には見えない業務が発生している。実習契約を機能させていくためにも、ヒューマンエラーを防止する必要もあり、効率的な運用方法の模索も課題となる。

## 3. 実習施設・機関との連携と協力

コロナ禍では、実習施設・機関との連携と協力の強化が必要になる。新型コロナウイルス対策に関する連携にあたっては、実習指導者だけでなく、実習施設・機関内での組織的対応を求める必要がある。そのためには、実習契約書や本学で作成した対策指針のように組織決定した統一指針の整備が課題となる。特に、感染対策の側面での対策指針は、養成校一校だけでなく、より多くの医療・福祉の養成校での統一した指針作成が必要であり、今後の課題である。

加えて、実習指導者が実習契約にかかわる上で実習プログラム作成は、専門職養成における実習成果への責任との関係からも重要な位置を占める。このため、作成に向けた協力が必要となる。この際、実習指導者の置かれている環境にも配慮した個別的対応が求められる。さらに、実習中止に備え、実習教育計画に学内実習を位置づけることも、今後の相談援助実習をすすめるうえでの教育的課題である。

## 4. 学生生活支援の観点を加えた新型コロナウイルス対策の検討

実習契約において、実習生には一定の義務が生じる。コロナ禍での実習生の義務には、生活や行動制限を含むことがある。実習生役割の遂行には生活・行動制限の履行は必要ながら、学生は実習生である前に生活者でもある。コロナ禍での学生らには、心理的にも経済的にも、場合によっては身体的にも、COVID-19発生前には生じなかった懸念や課題が生じる可能性がある。このため、学生生活支援の観点を加えた新型コロナウイルス対策も検討すべき課題である。

## V. まとめ

COVID-19の発生以降のコロナ禍において、社会福祉士は、医療・福祉を必要とする人々の支援と仕組みづくりに尽力し続けており、医療・福祉現場において重要な役割を担っている。

本稿では、COVID-19の発生に伴う医療・福祉専門職養成における動向と、本学での相談援助実習に向けて行った実習システムの整備と実習関係者との連携を通じて、コロナ禍における相談援助実習に向けた新型コロナウイルス対策における検討課題について述べた。

本稿において指摘した検討課題は、まずは、実習システムの土台となる実習契約の位置づけの確認と契約内容における賠償責任保険の加入と補償内容についてである。さらに、実習契約を機関間契約として機能させていくためにも、養成校の機関内システムの整備と運用方法の模索が必要である。

また、実習施設・機関との連携においては、実習契約書や対策指針などの文章を通じて行う必要性と、実習指導者が置かれている環境に配慮した実習プログラム作成への協力について述べた。最後に、生活者としての学生に対する学生生活支援の観点を加えた新型コロナウイルス対策の必要性について述べた。

以上のように、コロナ禍における相談援助実習に向けた新型コロナウイルス対策は、実習契約を土台とし、実習施設・機関と実習指導者との連携、学生生活支援という多面的な観点から検討され、実習関係者の共通認識の形成と「禍」の解消策を講じられる必要がある。

## VI. 本研究の限界と今後の課題

本稿は、養成校一校の相談援助実習に向けた取り組みを通じてまとめたものである。未曾有の事態に向かう時点での取り組みの整理を行ったが、実際の実習を終えた時点での評価は含んでいない。このため、今後は、実習後の実態把握と評価が必要である。さらに、各養成校での取り組みと課題の共有を通じて、実習関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス対策の標準化に向けて検討を行うことが重要である。

## 謝辞

COVID-19が流行する環境下において、実習生の受入にご協力いただいた実習施設・機関の関係者の皆さま。実習に向けて取り組んだ学生、遠隔授業等への対応に苦心する中で実習教育に臨んでいただいた教職員各位。さらには、実習前PCR検査の実施などの実習環境整備に取り組んでいただいた学内関係者など、2020年度のソーシャルワーク実習に向けて関わった、すべての皆さまに敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費JP20K0224の助成を受けた研究の一部として実施したものである。

## 注

- 1) 社会福祉士OSCEとは、社会福祉士養成教育の指定科目として唯一の実習である相談援助実習における客観的臨床能力試験であるOSCE (Objective Structured Clinical Examination) として開発し、本学ソーシャルワーク実習の実習前評価システムの一環として位置づけているものである。(巻・福間・川勾・近藤・松本・片山・鈴木:2018)。
- 2) ソーシャルワーク実習担当者会議とは、本学における、実習に向けた学生・実習指導者・教員の打ち合わせの場であり、実習生と実習指導者の最初の実習スーパービジョンの機会でもある。

## 文献

広瀬環・屋嘉比章紘・小野田公・久保晃 (2020) 「新型コロナウイルス感染症による活動制限が理学療法科学部生における大学生活の不安感に及ぼす影響－授業、臨床実習、就職活動に着目した報告－」『理学療法科学』35(6)911-915。  
 北海道医療大学 (2020) 「新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について (統合版・第7報)」。 ([http://www.hoku-iryu-u.ac.jp/topics/200824\\_01.html](http://www.hoku-iryu-u.ac.jp/topics/200824_01.html), 最終アクセス日2021.2.15)。  
 北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 (2020a) 『2020年度版；北海道医療大学社会福祉実習要綱』北海道医療大学。

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 (2020 b) 「北海道医療大学『社会福祉実習』における新型コロナウイルス対策指針 (第2版 2020-08-07)」北海道医療大学。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2020 a) 「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて (会長声明)」。令和2年4月3日, ([http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/doc/20200403jaswe\\_kaicho\\_seimei.pdf](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20200403jaswe_kaicho_seimei.pdf), 最終アクセス日2021.02.15)。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2020 b) 「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」, 令和2年5月26日, ([http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/doc/20200526\\_corona\\_taiou.pdf](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20200526_corona_taiou.pdf), 最終アクセス日2020.2.15)。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2020c) 「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等 会員校第2次調査」, 令和2年7月25日, ([http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/doc/2st\\_corona\\_tanshu\\_20200725.pdf](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/2st_corona_tanshu_20200725.pdf), 最終アクセス日2021.2.15)。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2020d) 「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育への影響について～社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への第3次緊急調査：集計結果 (速報値・暫定版)」, 令和2年9月29日, ([http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/doc/3rd\\_corona\\_tanshu\\_20200929.pdf](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/3rd_corona_tanshu_20200929.pdf), 最終アクセス日2021.2.15)。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟北海道ブロック (2017) 「相援助実習評価表 (ver.2017)」『2020年度版 北海道医療大学社会福祉実習要綱』226-230。  
 木内瑛大, 佐橋勇紀 (2020) 「新型コロナウイルス感染症による病院実習や就職活動への影響と新たな取り組み；医学生からの視点」『医学教育』51(3), 356-357。

越石 全 (2014) 「実習契約書」『第2版 相談援助実習・実習指導』36-43. 久美。

巻康弘・福間麻紀・川勾亜紀奈・近藤尚也・松本望・片山寛信・鈴木幸雄 (2018) 『社会福祉士OSCE (Objective Structured Clinical Examination)』北海道医療大学看護福祉学部巻研究室。

文部科学省・厚生労働省 (2020 a) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」, 令和2年2月21日, (<https://www.mhlw.go.jp/content/000603666.pdf>, 最終アクセス日2021.2.15)。

文部科学省・厚生労働省 (2020b) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」令和2年6月1日, (<https://www.mhlw.go.jp/content/000636112>).

pdf, 最終アクセス日2021.2.15).

山下昌彦・津田陽一郎 (2020) 「新型コロナウイルス感染症流行下における療法士学生への臨床実習教育についての省察—治療者として患者保護の視点と, 教員者として学生育成の間に立つジレンマから—」『医学教育』51(5), 566-569.

米本秀仁 (2011) 「北海道の過去・現在・未来」『資料集 北海道のソーシャルワーク実習』北海道ブロック社会福祉実習研究協議会1-8.

受付：2020年11月30日

受理：2021年3月9日